

令和3年度第4回小金井市情報公開・個人情報保護審議会書面審議内容

1 開催方法 書面審議及び書面による仮承認・意見等表明による

2 審議期間 令和4年2月1日から令和4年2月10日

3 審議案件

(1) 書面審議に係る個人情報保有等届け出状況及び諮問案件

実施機関	届出を受けた件数			
	開始	廃止	変更	届出を受けた年月日
市長	7	2	11	令和3年12月6日～ 令和4年1月25日
教育委員会	1	0	0	
選挙管理委員会	1	0	0	
計	9	2	11	
添付資料	届出書の写し			
諮問第33号	小金井市立公園防犯カメラに係る個人情報の本人以外収集について			
諮問第34号	住民税非課税世帯等臨時特別給付金支給業務支給システムについて			
諮問第35号	住民税非課税世帯等臨時特別給付金支給業務支給事務について			
諮問第36号	小金井さくら体操自主グループ			
諮問第37号	地域包括支援センター運營業務委託について			
諮問第38号	児童手当受給者資格者台帳、令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金受給資格台帳及び住民税課税台帳の目的外利用について			
諮問第39号	市立小・中学校卒業証書筆耕委託について			
諮問第40号	署名簿審査システムについて			

4 書面審議参加者

【会長】

・仮野 忠男

【委員】

・井口 尚志 ・川井 康晴 ・篠宮 輝 ・白石 孝 ・立川 明

- ・寺島 功 ・中澤 武久 ・橋本 修 ・本多 龍雄 ・町田 博司
- ・松行 彬子

【市 側】

<総務課>

高橋総務課長

中村情報公開係長

島津情報公開係主事

【書面審議による各委員からの意見等及び担当部署からの回答等】

【案件1 各種業務廃止届出について】

【概要】

下記表の主管課における廃止届出の報告を行った

1 主管部課・報告内容等

No.	届出番号	個人情報の記録 の名称	保存 年限	廃止年月日	廃止の理由	廃棄 方法	担当部課
1	14-186	こがねい事業者 応援金支給申請 書件申込書	5	令和4年3月 31日	事業終了の ため	溶解	市民部経 済課
2	14-187	こがねい事業者 特別支援金支給 申請書兼請求書	5	令和4年3月 31日	事業終了の ため	溶解	市民部経 済課

委員からの質問・意見等	回答等	委員名
溶解処理を確実に実行して頂ければ問題 ありません。	事務局より担当課へお伝えしました。	寺島委員

【案件2 各種様式変更について】

【概要】

職員のサービスの宣誓に関する政令の改正、児童手当法施行規則の改正及び令和3年度税制改正により、職員のサービスの宣誓書、児童手当の関係書類及び年末調整関係書類について、職員や申請者からの押印を要しないこととされました。

これに伴い職員課の保有する各種様式を新たに変更し、個人情報の内容変更の届出を行うものです。

1 主管部課

総務部職員課

2 報告・諮問案件

(1) 条例第9条関係（個人情報等の保有等）

- 届出番号07-8 宣誓書
- 届出番号07-223 児童手当・特例給付 認定請求書
- 届出番号07-224 児童手当・特例給付 現況届
- 届出番号07-225 児童手当・特例給付 額改定認定請求書・額改定届
- 届出番号07-226 児童手当・特例給付 氏名・住所等変更届
- 届出番号07-227 児童手当・特例給付 受給事由消滅届
- 届出番号07-228 未支払児童手当・特例給付 請求書
- 届出番号07-64 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書
- 届出番号07-84 給与所得者の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除申告書兼（特定増改築等）住宅借入金等特別控除計算明細書

委員からの質問・意見等	回答等	委員名
押印不要となったことは事務効率アップに繋がりますので時流に合っていると思います。	事務局より担当課へお伝えしました。	寺島委員
資料 p.8 の「不要とするため」は「不要とするため。」と統一したら良いと思いました。	「不要とするため。」に統一いたします。	橋本委員

【案件3 小金井市合理的な配慮の提供支援に係る助成金交付事業について】

【概要】

本事業は、障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す小金井市条例の見直しにおいて、事業者による合理的な配慮の提供を義務化することに伴い、合理的な配慮の提供に係る事業者等の財政負担を軽減すること、並びに、これにより、事業者等による合理的な配慮の提供を促進することで、障害者差別の解消を推進することを目的として、市内の事業者や町会・自治会等が、点字メニューや会話ボードなどのコミュニケーションツールの作成、折り畳み式スロープや簡易様式トイレなどの購入、手すりの設置や段差解消などの工事を行った場合に、その費用の一部または全部を助成するものです。

助成するにあたって、申請書などに記載される個人情報を保有するため、届出を行うものです。

1 主管部課

福祉保健部自立生活支援課

2 報告・諮問案件

(1) 条例第9条関係（個人情報の保有等）

届出番号28-255 小金井市合理的な配慮の提供支援に係る助成金交付事業に関する様式

委員からの質問・意見等	回答等	委員名
「第7条第5項」はどこにあるのか？ 資料37ページ	ご質問の箇所については、正しくは第8条第5項でした。 要綱案を検討している過程で、第2条の追加に伴い条を繰り下げた際に、様式を合わせて修正すべきところ、修正が漏れていました。大変申し訳ございませんが、資料28ページ（様式第1号）から資料41ページ（様式第12号）まで、すべて1条繰り下げたものに読み替えてください。（例：様式第1号（第 5 6条関係）、「助成金交付要綱第 5 6の規定により、」）	仮野会長
・41ページ 21/21 の様式第12号以外に ㊦が見受けられないが、他の様式では、印は不要とのことか。	請求書以外は印を不要とする案としていましたが、事業所等について、本人確認を代替する手段がないので、押印を求めることと変更しました。	篠宮委員
実施は来年度からですか	第1回定例会に提出した令和4年度一般会計当初予算案が可決された場合は、来年度からになります。	立川委員
第13条は5年間の譲渡/交換/貸与等々の禁止条項となっていますが、	個別の罰則規定は設けておりませんが、想定されている違反があった場合には、	寺島委員

<p>違反した場合の罰則規定はありますか？また5年間にわたり違反が無いかどうかのモニターを続けるとしたらその工数(費用)もかなりなものとなりますがどのように考えていますか？とってモニターしない場合にはこの制度自体がルーズなものになりかねません。</p> <p>第14条は交付者を公表するとなっておりますが、個人事業者まで公表する必要があるとは思えません。公表する意図と目的は何なのでしょう？公表することで「我々の税金を使っておいしい思いをしてる」的なネガティブな発想を持つ人物が出て来る可能性はありませんか？</p>	<p>第11条第5号に該当しますので、第12条に基づいて返還を求めることとなります。また、小金井市の補助金に関する基本的事項を定める「小金井市補助金等公布規則」により、同規則第12条に規定する責務を負うこととなり、違反に対する抑止を図っています。</p> <p>公表は、障害者差別の解消に取り組んでいる事業者であることをPRすることにより、事業者に対する本事業の利用を促すことと、障がいのある方に対し、合理的な配慮がされている事業者(すなわち利用しやすい店等)を周知する双方の効果があると考えております。公表は義務ではなく、できる規定ですので、前述の効果や事業者の意向を踏まえて判断します。</p>	
<p>どの程度の予算になるのでしょうか？「障害」は通常「障がい」と書きますが、これは要綱なのでよいのでしょうか？P.25の第14条の「掲載その他」は「掲載やその他」の方が良いと思いました。</p>	<p>令和4年度当初案としては1,360千円を計上しています。</p> <p>障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す小金井市条例の規定を促進するために助成事業を行うため、条例にあわせて漢字にしています。法令用語においては、「その他(の)」を用いて語句を結ぶ場合には、「や」など他の語句を用いずに直接結ぶのが通常と理解しております。</p>	橋本委員

【案件4 健康管理支援事業実施のための調査・分析の委託について】

【概要】

世界中において地球温暖化対策は待ったなしの状況にあります。日本においても

2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロとするカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことが宣言され、脱炭素社会に向けての取組への関心が高まっています。

小金井市においても地球温暖化対策をより一層加速させるため、令和4年1月1日に「小金井市気候非常事態宣言」を発出しました。そこで、市民・事業者で次世代自動車（電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車）を購入した者に対し補助することで、次世代自動車の普及を促すとともに、運輸部門からの二酸化炭素排出抑制に貢献するための施策です。

1 主管部課

環境部環境政策課

2 報告・諮問案件

(1) 条例第9条関係（個人情報等の保有等）

届出番号39-102 小金井市次世代自動車普及促進補助金

委員からの質問・意見等	回答等	委員名
要綱の10条は努力規定だが、例えば有害ごみの不法投棄など環境配慮に反する行動をした場合に6条(2)の対象となりうるのか。	第6条は、基本的に不正な手段(手続)をして補助金を受けた者に対する取消規定です。委員がおっしゃるように、第10条は努力規定であり、補助金を交付するに当たって、環境行動を実践していただくことを促すことを目的としています。	井口委員
目的として「次世代自動車の普及を促す/二酸化炭素排出抑制に貢献」とありますが、新車購入促進をもう一步踏み込んで「ガソリン車からの買い替え」にフォーカスした方が普及と抑制を効果的に進めることが出来るのではと思います。	ご意見ありがとうございます。この補助金の目的の1つは、委員のおっしゃるとおり市民に「ガソリン車からの脱却」を促し、脱炭素社会を構築していくことです。「普及と抑制」をより効果的に行えるよう、研究していきたいと思っています。	寺島委員
本件は中古車販売店、友人間にも適用は可能ですか？	新車購入に限定しています。	中澤委員

【案件5 市立公園への防犯カメラ設置について】

【概要】

市立公園における防犯カメラは、公園利用者の安全及び公園における犯罪防止のため、令和4年12月に設置及び運用するにあたり、公園等でカメラにより撮影した不特定多数の人物等の画像を記録することになることから、新たに届け出るものです。

市立公園は、不特定多数の人が24時間365日利用することができる場所であるため、トイレ等でのいたずらによる破損行為、家庭ごみ等の不法投棄及びハト等への餌やりや早朝・夜間の騒音等の迷惑行為等が頻発し、職員による見回りや禁止事項を記載した張り紙等での対応も行っているものの、維持管理上の対応に苦慮しています。

このような公園利用のルールに違反する行為に対して、以前から環境美化サポーターをはじめとした公園の清掃等に日頃から携わっているボランティア市民や地元自治会等からも、適正な公園管理を行うための対策について、要望を受けており、防犯カメラの設置による効果的な維持管理対策を講じる必要が生じています。

なお、令和3年3月に策定した「小金井市みどりの基本計画」では、安全で快適な公園利用のため、都市公園への防犯カメラ設置検討を掲げています。

2 報告・諮問案件

(1) 条例第9条関係（個人情報保有等）

届出番号39-103 小金井市立公園防犯カメラ

(2) 条例第11条関係（収集の制限）

諮問第33号 小金井市立公園防犯カメラに係る個人情報の本人以外収集について

委員からの質問・意見等	回答等	委員名
P57の「三楽公園」の記載とP58の「三楽公園」の関係がよくわかりません。重複でしょうか？	P57は、市立公園への防犯カメラ設置に伴い制定予定の小金井市立公園防犯カメラの設置及び運用に関する要綱(案)内の別表であり、令和4年度設置を予定している三楽公園のみを記載しています。	川井委員
53 ページ 備考に記載された"関係行政機関"について、具体的な名称を提示可能なのか？市民を含めた公園利用者ほど	関係行政機関につきましては、警察、捜査関係機関等を想定しております。また、関係行政機関への画像の提出につきましては、運	篠宮委員

<p>のような形で小金井市以外に提出されることを確認できるのか？</p>	<p>用状況の記録としまして、個人情報保護条例第29条の規定に基づき「保有個人情報目的外利用等報告書」により市議会へ報告するとともに市民に公表いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市立公園防犯カメラの設置及び運用に関する要綱第8条に基づき、防犯カメラとともに公園内に設置する施錠されたハードディスクへ保存し、記録されてから7日間保管し、保管期間を終了した画像データは新たな画像による自動的な上書きにより削除します。 	
<p>第8条の3項記載のデータ保管の原則7日間というのは短いのではないかと思います。犯罪などで検証する場合に犯罪行為の発見や実際の捜査開始までに7日以上かかる可能性もあるはずで、1か月くらいデータ保存期間を延ばしたら如何でしょう？</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・小金井市防犯カメラの設置及び運用に関する条例施行規則第8条に基づき、画像の適正な管理の観点から、他施設の防犯カメラの保管期間と同様に7日間としています。 ・防犯カメラ設置の契約に係る仕様書におきまして、個人情報取扱特記事項を遵守し、正しく運用管理するよう明記するとともに、契約後も個人情報の特記事項の遵守の確認をしております。 	<p>寺島委員</p>
<p>第8条に画像データ保管期間7日では短すぎる。違法放置自転車や不法投棄は事件として明らかになるのは1ヶ月くらい日数が掛かる為、それを保存しておく必要があります。</p>	<p>小金井市防犯カメラの設置及び運用に関する条例施行規則第8条に基づき、画像の適正な管理の観点から、他施設の防犯カメラの保管期間と同様に原則7日間としています。また、防犯カメラ設置公園には、カメラ設置の旨の周知表示を行うことで、不法投棄等への犯罪抑止効果を得ることができると考えます。</p>	<p>中澤委員</p>
<p>第12条に「運用に関する事務を行う者」と突然出てきますが、どのような方でしょうか？</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・防犯カメラの運用に関する事務を行う者につきましては、防犯カメラの保守点検等従事者や情報提供する関係行政機関を想定 	<p>橋本委員</p>

	しています。	
①目的外利用とはどのような利用が含まれますか。 ②画像データの保管期間は原則7日となっていますが、犯罪などの証拠として使用される場合も同様ですか。	①目的外利用につきましては、警察、捜査関係機関等の関係行政機関からの依頼に基づく情報提供を想定しております。 ②小金井市防犯カメラの設置及び運用に関する条例施行規則第8条に基づき、画像の適正な管理の観点から、他施設の防犯カメラの保管期間と同様に原則7日間としています。 なお、小金井警察署とは、当該保管期間で対応できる旨を確認しております。	松行委員

【案件6 小金井市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金について】

【概要】

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、国の交付金で、住民税非課税世帯等に対し、1世帯あたり10万円の現金を「プッシュ型」で給付するものです。

本件について、生活困窮者の支援の趣旨を鑑みて早急に対応する必要があるため、審議会前ではありますが、すでに事業を開始しています。

給付の対象となるのは、基準日（令和3年12月10日）において世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯と、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、住民税非課税である世帯と同様の事情があると認められる世帯となります。

本市においても住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金を支給するための事務を開始していますが、その事務処理を電算システムにて行うことについて、諮問します。

また、事務を行うにあたって、住民へ送付する確認書の印刷・封入封緘業務、電算システムの開発を基幹システム受託事業者へ委託して事務処理を行わせるとともに、確認書別紙、申請書等の印刷や申請者からの問い合わせ受付・申請窓口受付の事務、申請内容の入力等支給処理についても民間事業者へ委託して事務処理を行わせることから、これらについて、一括して諮問を行うものです。

なお、本給付金は「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の

登録等に関する法律」第10条の規定における「特定公的給付」に指定されるため、特別定額給付金の際に利用した口座情報等を利用すること及びマイナンバー制度に基づく情報連携によって他市区町村に市町村民税情報を取得することが可能である旨申し添えます。

1 主管部課

福祉保健部地域福祉課

2 報告・諮問案件

(1) 条例第9条関係（個人情報保有等）

届出番号17-569 住民税非課税世帯等臨時特別給付金支給システム

届出番号17-570 小金井市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金申請書様式

(2) 条例第27条関係（受託者の義務等）

諮問第34号 住民税非課税世帯等臨時特別給付金支給事務について

(3) 条例第14条関係（電子計算組織に記録する個人情報）

諮問第35号 住民税非課税世帯等臨時特別給付金支給システムについて

委員からの質問・意見等	回答等	委員名
<p>・64ページ、73～80ページ。64ページ委託先に記載ある③④⑤民間事業者についての仕様書が73～80ページと解釈しましたが、①②基幹系システム受託業者についての仕様書について、資料はないのですか？</p> <p>・66ページ。マイナンバーカードについては（表面）のみと明記した方がよいかと思いました。性別や臓器提供意思は不要である旨も。</p> <p>・73～80ページに記載の仕様書について、64ページ「受託者への条件」に記載された内容と齟齬がないか？業務委託基本契約書と合わせて齟齬なければその旨教示ください。</p>	<p>・①②基幹系システム受託業者についての仕様書を提出いたします。</p> <p>・本人確認書類（マイナンバーカード）の提出については貴重なご意見として承らせていただきます。</p> <p>・お示ししている仕様書のほか、委託契約書には個人情報取扱特記事項が含まれます。受託者は、委託契約による業務を通じて記録し、取得する個人に関する情報の取扱いについて、委託者が定める小金井市個人情報保護条例及び番号法に定めるもののほ</p>	<p>篠宮委員</p>

	か、個人情報取扱特記事項を遵守しなければならぬとされています。	
<p>本当に支援が必要な困窮世帯への公的支援はコロナ禍が続く状況では必須かと思えます。しかし、給与所得の多寡だけで給付対象か否かを定める方法だと収入は無いが金融資産を大量に抱えている世帯まで給付対象になってしまうのではないのでしょうか？</p> <p>また、手続き全体を外部の会社へ委託することで1億円近い税金が使われることになるのは小金井市民の一人としてその1億円弱の税金を使ってなにか別の支援策は無かったのかとも思います。約1万6千世帯(14,589世帯+1,847世帯)に10万円を配る為に1億円コストを掛けるということは10万円配る為に6千円コストをかけていることになります。例えば銀行ATMに行って10万円おろそうとして引き落としの手数料で6千円銀行に払うことになったら嫌だと思える感覚です。自分のお金だと思ったらおろさないですね。</p>	<p>・本事業は、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和3年11月19日閣議決定)の趣旨を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対して、臨時的な措置として給付金を給付する事業であり、全国的に実施される事業です。対象者については、国が定める要領等に基づき決定され、事業に係る費用は国の負担となります。</p>	寺島委員
<p>本件は中古車販売店、友人間にも適用は可能ですか？</p>	<p>新車購入に限定しています。</p>	中澤委員

【案件7 小金井さくら体操自主グループの管理運営委託について】

【概要】

メール配信サービスは、公立保育園を利用する児童の保護者に対し、災害等の緊急情報や保育に関する情報を適切かつ迅速に提供することにより、保護者との連携体制を強化するため実施するものです。

現在、公立保育園における保護者との連絡体制は、電話や連絡ノート等で行ってい

ますが、災害等（発生の恐れがある場合を含む）の緊急時においては、保護者との連絡が取りづらくなることに加え、電話が不通となったり、登園しない（できない）期間があったりと適切かつ迅速な情報提供に支障をきたしていました。また、今般の新型コロナウイルスに対する保育園の対応についても、災害時同様、迅速な情報提供が難しい側面があり、保護者から保育園への問い合わせも多く発生してしまうという状況でした。

そこで、保護者への情報提供体制を強化するため、メール配信サービスを構築することと、登録手続を始め、個人情報の管理を民間業者に委託することから、諮問を行うものです。

本件は、市が会場管理を行っている小金井さくら体操自主グループの参加要件を要支援者まで拡大し、安全かつ効率的に介護予防が図れるよう、介護保険サービス事業所に自主グループの管理運営委託を行うため、諮問及び個人情報の保有（変更）について届出を行うものです。

令和4年度より、主に介護認定要支援者を対象に3か月間の短期間サービスを通して生活機能の維持・回復を目指す短期集中サービスCを本実施する予定です。サービス利用により生活機能の維持・回復をした修了者の地域における活動の場が課題になると想定されるため、本事業を行い、介護予防の更なる推進に向けて体制を整えていく予定です。

1 主管部課

福祉保健部介護福祉課

2 報告・諮問案件

(1) 条例第9条関係（個人情報の保有等）

届出番号27-136 小金井さくら体操参加申込書

(2) 条例第27条関係（受託者の義務等）

諮問第36号 小金井さくら体操自主グループ管理委託

委員からの質問・意見等	回答等	委員名
参加申込書に「個人的に発生した事故に対しては、本人の責任において対処します」とある。「個人的に」は市の責任範囲	わかりにくい記載につきまして、検討の上修正をさせていただきます。 貴重なご意見ありがとうございます。	井口委員

<p>でない行為を示すものだと思うが、市民視点では個人行動全てと解釈し、その該当性がわかりにくい。せめて「責任において」の前に「原則として」を入れてはどうか。</p>		
<p>・83 ページ 受託者に渡す個人情報の記録は、85 ページの「小金井さくら体操参加申し込み書」だけになるか？</p> <p>・85 ページの申請書で、地域包括支援センター・会議予防支援事業者に提供すると記載あるが、小金井市とは別法人格にあたるのか。別法人である場合、提供先の保護水準をどのように確認しているのか。</p> <p>・85 ページの申請書で、主治医の運動の許可が“なし”や要介護認定有（要支援1・要支援2）で提出された場合、86 ページの仕様書を見る限り、さくら体操自主グループ管理の対象外になるのか？その場合は、小金井市役所のみで個人情報の保管がなされるのか。</p>	<p>・受託者へは、小金井さくら体操参加申込書の情報のみ提供します。</p> <p>・地域包括支援センター・介護予防支援事業者は別法人になります。委託契約の際に、市の個人情報取扱特記事項等を遵守することを確認しています。</p> <p>・主治医の運動許可について「なし」となっている場合は、主治医に確認してもらうよう説明しています。また、令和4年度より要支援1・要支援2の方は参加の対象となりますが、要介護1から5は対象外です。参加対象外となる場合は市役所のみで申込書の情報を保管します。</p>	<p>篠宮委員</p>
<p>安全且つ効果的に介護予防を図るという方針と意図については十分理解出来ます。高齢化社会になってきていますので市民の健康寿命を延ばして社会貢献できる期間を延ばすことで家庭での介護を軽減して高齢者の人生を充実させることはとても意義がある事業だと思います。</p>	<p>事務局より担当課へお伝えしました。</p>	<p>寺島委員</p>

【案件8 地域包括支援センター運営委託事業に係るオンライン結合について】

【概要】

本件は、小金井市医師会が管理する医療介護専用非公開型SNS「メディカルケアステーション」（以下「MCS」という。）を使用し、ご本人等の同意に基づく個人情報の共有に、地域包括支援センターが参加することについて諮問するものです。

MCSとは、病院、診療所、薬局、介護事業所等で従事する医療介護職の連携をサポートする機能を有する医療介護専用非公開型SNSであり、厚生労働省等の国のガイドラインに準拠した運用ができるツールとして、全国約15万人の医療介護従事者に利用されております。現在、小金井市医師会を管理者として、ご本人やご家族等の同意に基づき、入退院支援や在宅療養支援等に必要な情報を、関係する市内外の医療・介護専門職で共有するツールとして、使用されております。以前より、医療介護従事者から、ご本人やご家族等の支援を円滑に行うため、各地域包括支援センターが、MCSにおける個人情報共有グループに参加できるようにしていただきたい旨、強いご要望がありました。地域の高齢者の心身の健康の保持及び、生活の安定のために必要な援助を行う中核機関である地域包括支援センターが、患者本人や家族の支援に必要な情報を、MCSを用いて共有することで、多職種と迅速に連携することにより、在宅医療・介護サービスの一体的提供体制を構築して参ります。

1 主管部課

福祉保健部介護福祉課

2 報告・諮問案件

(1) 条例第15条関係（電子計算組織の結合の禁止）

諮問第37号 地域包括支援センター運営委託業務

委員からの質問・意見等	回答等	委員名
<p>・88ページ 地域包括支援センターが参加するメリットとデメリットを具体的に教示いただけないでしょうか。管理者である小金井市医師会による見解もあわせて教示いただければと思います。</p> <p>・88ページ どの程度の規模の方の個人情報共有されるのか、個人情報を</p>	<p>地域包括支援センターの参加について小金井市医師会からは「これからしばらくはコロナ禍が続く状況であると考えざるをえない中で、対面での意見交換はなかなか困難であり、在宅療養を中心とした医療・介護にはICTによる多職種連携が不可欠である。」との意見を受けています。担当課とい</p>	篠宮委員

<p>共有することになるのか、定量的に、現状と予定を教示ください。</p> <p>・89 ページ オフライン結合の相手方について、別紙6にあるとおり。とありますが、地域包括支援センターが参画することでどのように変わるのでしょうか？</p> <p>・97 ページ以降 KYC（本人確認やユーザ認証）はどのように行われるのでしょうか。患者本人とそれ以外の利用者で区別はあるのでしょうか。アカウントの使い回しなど、どのように防止する仕組みなのでしょうか。</p>	<p>たしましても地域包括支援センターがMCSに参加するメリットは、患者本人や家族の同意に基づき、医療・介護従事者とオンラインでの情報共有が出来ることだと思われ、この度医師会等関係者から参加要請があったことから、参入するものです。なお、現時点において特段のデメリットは把握しておりません。</p> <p>個人情報を取り扱う規模につきましては、寝たきりの方、通院が困難な方等の基本的に在宅で医療・介護が必要な方で、主治医又はケアマネジャーが患者グループを立上げる必要があると判断した方が対象となり、現時点での具体的な人数は把握しておりません。なお、今後取り扱うと想定される情報量につきましては、要介護5の在宅高齢者が約320人程度おりますので、推計値としておおむね同数程度を見込んでいます。</p> <p>オンライン結合の相手方として、小金井市医療介護連携グループに参加し、三師会（医師会・歯科医師会・薬剤師会）会員、訪問看護ステーション、訪問リハビリステーション、ケアマネジャー、訪問介護の各事業所のスタッフ及び地域包括支援センターが対象者となり、患者の同意を得て患者グループを作ります。患者グループの中で患者本人や家族の支援に必要な情報共有を行い、多職種と迅速に連携することにより、在宅医療・介護サービスの一体的提供体制が構築できると考えます。</p> <p>特に、地域包括支援センターの参加によ</p>	
--	---	--

	<p>り、ご家族や介護従事者へのフォローや社会資源活用の提案等を行うことで、よりきめ細やかな支援体制が構築できると考えます。</p> <p>セキュリティ対策として、IDとパスワードは原則関係者のみが管理し共有しないこととなっております。パスワードは定期的に変更しID及びパスワードをブラウザに記憶させないように行います。MCSの操作は定められた手順を守り、情報のダウンロードや、コピー、スクリーンショットの取得を行わないこととします。</p> <p>また、患者グループの立ち上げに際して、主治医又はケアマネジャーが管理者となり患者ごとにアクセスが必要な事業所のスタッフを患者グループに招待し、管理者が患者グループの管理・運営を行います。</p> <p>患者グループへの不適正な書き込みや、不正利用が発生した場合は管理者がMCSの利用の制限もしくは禁止する権限を有し、登録の削除を行うこととなります。</p>	
<p>全ての事業を市役所内部で取り込むことは不可能なので外部委託するのはありませんが、受託先が正しく情報管理がなされていることを市役所がモニターし続けるのはこれも不可能なことと思います。その場合、外部委託先が個人情報を扱う場合にはISO27001認証を持っている組織体に限定することは出来ませんか？情報セキュリティは独自ルールで我流にやって対応できる時代ではありません。きちんと外部機関の認証を与えられ</p>	<p>このたびの地域包括支援センター運営事業でオンライン結合する個人情報については、平成28年度諮問第17号によりお認めいただいている内容と同じものがございます。</p> <p>また、小金井市医師会が管理するMCSにオンライン結合するにあたり、別紙7「エンプレスの安全管理に関する情報提供」P7、1-3「実績等に基づく個人データ安全管理に関する信用度」の表の三段目「情報セキュリティに係る公的な第三者認証」のと</p>	<p>寺島委員</p>

<p>る組織でないと個人情報扱うことは相応しくないのではと思います。ISO27001認証を是非ご検討下さい。</p>	<p>おり、MCSの安全管理として、プライバシーマーク認定の取得とISMS認証の取得をしております。</p>	
--	--	--

【案件9 令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金について】

【概要】

令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する制度です。対象者は、令和3年9月分児童手当の受給者並びに令和3年9月30日時点で高校生の児童がいる方及び令和4年3月31日までに生まれた児童がいる児童手当支給対象の方のうち国が定める所得制限限度額内の方であり、児童一人につき100,000円を支給します。

原則として、すべての費用は国が負担しますが、実務は、自治体で行います。

今回、対象者の確認及び対象者である旨の決定を行うに当たり、電算システムの利用並びに児童手当及び令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金の受給資格者台帳の目的外利用に関しまして、その情報を活用することが適正な支給に向けて必要となるため、諮問するものです。

また、申請書及び申請不要の対象者ではあるものの受給を希望しない方に御提出いただく届出書の内容並びにシステム入力項目については、市が個人情報として保有することになるため、その保有の届出も行います。

1 主管部課

子ども家庭部子育て支援課

2 報告・諮問案件

(1) 条例第9条関係（個人情報の保有等）

届出番号42-62 令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金申請書

(2) 条例第12条関係（保有個人情報の利用及び提供の制限）

諮問第38号 児童手当受給資格者台帳、令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金受給資格者台帳及び住民税課税台帳の目的外利用について

委員からの質問・意見等	回答等	委員名
「家庭状況」とは何か？	申請書「3対象児童」の項目中、「同居・別居の別」のことです。	仮野会長
年齢ではなくて高校生に限るというのがよく分かりません。中退者や浪人生は対象外ですか？また、資料118ページ記載の様式第3号書式の左上記載の「高校生・公務員等」というのも何故公務員？という感じがしました。	高校生限定ではなく、高校生相当ということになります。具体的には、平成15年4月2日以降に生まれた児童です。概要において、「高校生」とのみ記載している部分は、「高校生相当」に訂正させていただきます。申し訳ございませんでした。なお、高校生相当の方のうち、中退者、浪人生及び就職済の方も対象ですが、婚姻をしている場合は対象外となります。	寺島委員

【案件10 市立小・中学校の卒業証書筆耕委託について】

【概要】

市立小・中学校では、小金井市個人情報保護条例制定前から卒業証書を授与する児童・生徒の氏名及び生年月日の筆耕を委託していましたが、条例制定に伴い一括して委託事業の届け出を行う際、届け出を失念しておりました。今般、令和4年度の予算要求を実施するにあたり、庁内の他部署から改めて委託事業に係る個人情報保護審議会への届け出の有無について確認を求められた際に発覚したため、届け出を行うものです。

1 主管部課

学校教育部学務課

2 報告・諮問案件

(1) 条例第27条関係（受託者の義務等）

諮問第39号 市立小・中学校卒業証書筆耕委託について

委員からの質問・意見等	回答等	委員名
「届け出を失念していた」とは！	本市個人情報保護条例が制定された際にはすでに証書作成の一部委託を実施していたようです。すでに30年以上前のことになる	仮野会長

	<p>ので、なぜ当時このような遺漏が生じたのかについては経緯を含め記録が残っておらず、詳細は分かりません。</p> <p>また、現行の仕様に変更が行われた際に、改めて諮問の有無を確認しておけば、より早い段階で遺漏を感知することができたと考えております。</p> <p>今後はこのようなことのないよう、委託事業の実施及び変更に際して個人情報の授受が生じるか否かを都度精査して対応して参りたいと思います。</p>	
<p>・123 ページ 10 データ化に個人情報の取扱いについて記載ありますが、具体的に教示いただけますか？市役所と学校と委託事業者それぞれから、どのように情報の授受が行われるのでしょうか？</p> <p>121 ページの「受託者に渡す個人情報の記録の形態」や「個人情報の受渡し方法」と齟齬ないでしょうか。それぞれで取得から廃棄まで適切にプロセスが定められているか不明瞭に見えます。</p>	<p>121 ページに記載のあります「受託業者が来庁し」というのは「受託業者が各学校に来校し」の誤りでございました。申し訳ございません。</p> <p>個人情報の取扱いについての仕様上の取扱いが不明瞭であるというご指摘を踏まえ、以後の契約に際しては、個人情報取扱特記事項を契約に際して取り交わし、事業者に誓約書を記載させることで個人情報の保護を担保して参りたいと考えます。</p>	篠宮委員
<p>委託処理する個人情報には特に住所や連絡先など個人を特定する情報が入っていないので問題は無いと思います。</p>	<p>事務局より担当課へお伝えしました。</p>	寺島委員
<p>卒業筆耕委託はデジタル時代に何故必要か？</p>	<p>全面を印刷で対応しようと検討も致しましたが、①フォントに関する好みなど各校の要請をすべて盛り込むと割高になる、②氏名については、異字体等の対応を行うのに印刷で行うよりもコストメリットが大きい、③全面が印刷になってしまうと温かみを感じられないといった意見がある、等の理由から氏名の部分のみを筆耕で委託して</p>	中澤委員

	おります。	
各学校が提出した個人情報証書内容が委託先でコピーされていないと確認できるのか。	現在のところ、紙媒体でのやり取りを行っておりますので、確認するすべはございません。 以後の契約に際しては、個人情報取扱特記事項を契約に際して取り交わし、事業者に誓約書を記載させることで個人情報の保護を担保して参りたいと考えます。	町田委員
①条件制定の時期はいつですか。 ②条件制定の時から現在までこの案件の関係者から個人情報について意見・苦情はありませんでしたか。	①本件契約については、これまで児童・生徒の氏名に係る筆耕と本文部分の印刷を別々の事業者へ委託していたところ、同一事業者に一貫して委託を行った方がコストメリットがあることから仕様を変更して対応した経緯がございます。 本件仕様に係る契約を開始したのは令和元年度からです。それ以前の契約については、平成23年度にはすでに実施されていたことが確認できます。 ②個人情報保護条例成立以後、本件契約について関係者からの個人情報取り扱いに関しての意見・苦情はございません。	松行委員

【案件11 署名審査システムについて】

【概要】

地方自治法に基づく直接請求手続において、当該手続の請求者より選挙管理委員会に提出された署名簿における各署名について、有効・無効の審査を行う必要があります。当該システムを導入することで、当該審査に要する時間及び負担の軽減が見込まれ、当該システムを使用するには個人情報を保有する必要性が生じるため、届出及び諮問を行うものです。

1 主管部課

選挙管理委員会事務局

2 報告・諮問案件

(1) 条例第9条関係（個人情報保有等）

届出番号60-78 署名簿審査システム

委員からの質問・意見等	回答等	委員名
システムはどんなもの？	署名簿審査システムとは、提出された署名簿に署名してある者について、選挙人名簿に登録されているかを確認し、当該署名が有効か無効かを登録することにより、当該署名が必要署名数（条例制定の直接請求の場合、選挙人名簿登録者数の50分の1の人数である2,084人）に足りているか等を確認及び管理するシステムになります。	仮野会長
委託処理がなく内部で対応されるということなので問題ないと思います。	事務局より担当課へお伝えしました。	寺島委員
・127ページ。どの程度の時間及び負担の軽減が見込まれるのでしょうか。	具体的な時間数を示すのは難しいところですが、複数人で作業が可能であり、作業が重複してしまうことを防げることから、一定の時間及び負担の軽減を見込んでいます。署名については、無効となるものも発生してしまうことが想定されるため、有効無効を当該システムにて一元管理できるため、正確性を担保するための確認作業の負担も軽減できる見込みです。	篠宮委員

【案件12 新型コロナウイルス感染症拡大予防業務について】

【概要】

生涯学習課では、新たな附属機関として、スポーツ推進審議会を設置予定です。今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、仮に審議会の傍聴者の感染が発生した場合に、接触履歴を追い、感染拡大防止策を実施できるようにするため、傍聴受付記入表へ記入された個人情報を新たに保有開始すること、及び、新型コロナウイルス感染症や同様な感染症が発生することを想定し定期的に処理すること等を鑑みて、保有の届出をするものです。

1 主管部課

生涯学習部生涯学習課

2 報告・諮問案件

(1) 条例第9条関係（個人情報保有等）

届出番号33-74 スポーツ推進審議会傍聴受付記入表

委員からの質問・意見等	回答等	委員名
委託処理がなく内部で対応されるということなので問題ないと思います。	事務局より担当課へお伝えしました。	寺島委員

【その他 報告事項 かがねい国保健幸チャレンジ事業における歩数記録証の一部誤発送について】

【概要】

令和3年12月21日に「歩数記録証」を委託事業者から本事業に参加する380名に送付した際に、18名に送付対象者ではない他の参加者の氏名、参加者IDを印刷したものを送付したことに対して、経過、誤発送した理由、及び今後の防止策等の報告を行った。

— 了 —